

基勞補発 0404 第 1 号

平成 26 年 4 月 4 日

大阪労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長

義肢等補装具費支給要綱における基準外支給について（回答）

平成 26 年 2 月 7 日付け大労基発 0207 第 2 号にて協議のあった標記につき、
下記のとおり回答する。

記

平成 18 年 6 月 1 日付け基発第 0601001 号「義肢等補装具の支給について」の
別添「義肢等補装具費支給要綱」の 5 に定める基準外支給として差し支えない。